

現 行	改 定	備 考
<p data-bbox="474 535 979 598">設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="415 1302 1038 1365">令和<u>5</u>年 10 月 1 日以降適用</p>	<p data-bbox="1736 535 2240 598">設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="1676 1302 2300 1365">令和 6 年 10 月 1 日以降適用</p>	<p data-bbox="2626 1302 2760 1344">年次更新</p>

現 行	改 定	備 考
<p>第102条 用語の定義 (略)</p> <p>12. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>13. 「契約書」とは、「<u>土木設計業務等委託契約書の制定について</u>」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）、別冊土木設計業務等委託契約書をいう。 (略)</p> <p>34. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>35. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。</p> <p>なお、電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>36. 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。 (略)</p> <hr/> <p>第1128条 再委託 (略)</p> <p>4. <u>会計法第29条の3第4項</u>の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。 (略)</p> <hr/> <p>第1131条 個人情報の取扱い 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (略)</p>	<p>第102条 用語の定義 (略)</p> <p>12. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>13. 「契約書」とは、設計業務等委託契約書をいう。 (略)</p> <p>34. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>35. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>36. 「書面」とは、<u>打合せ簿等の帳票をいい</u>、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 ただし、<u>情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。</u> なお、電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p> <p>37. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。 (略)</p> <hr/> <p>第1128条 再委託 (略)</p> <p>4. <u>地方自治法施行令第167条の2第2項</u>の規定に基づき契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。 (略)</p> <hr/> <p>第1131条 個人情報の取扱い 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (略)</p>	<p>一部削除</p> <p>項目追加</p> <p>追記</p> <p>追記</p> <p>項目番号スライド（以降略）</p> <p>一部修正</p> <p>一部削除</p>

現 行	改 定	備 考
<p>第4編 砂防及び地すべり対策編 第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計 (略)</p> <p>2. 業務内容 (略)</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画 受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画の概略施工計画及び資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計 受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>第4312条 流木対策工詳細設計 (略)</p> <p>2. 業務内容 (略)</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画 受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路およびコンクリート打設計画の概略施工計画を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計 受注者は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第4編 砂防及び地すべり対策編 第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計 (略)</p> <p>2. 業務内容 (略)</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画 受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画）及び概略資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計 受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>第4312条 流木対策工詳細設計 (略)</p> <p>2. 業務内容 (略)</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画 受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画）を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計 受注者は、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>一部修正</p> <p>一部修正</p> <p>一部修正</p> <p>一部修正</p>